

自己点検・評価報告書

令和2年4月1日～令和3年3月31日

A K K 文 化 学 院

(趣旨)

当校は、学校教育法、および同法施行規則によって定められた関係法令等に従い、教育水準の維持向上を図るため、自己点検・評価委員会により、その運営状況について自己点検・評価を行い、運営改善のための必要な措置を講じるものとする。

(組織) および (実施時期)

構成メンバーは、事務長を議長とし、当校の校長、教務課及び学生課の他、運営会社である「AKK文化産業株式会社」の役員および設置代表者が認める社外監査人により年度末に実施する。

(報告)

自己点検・評価の結果については、同時期に法務省出入国在留管理庁に対して報告する『日本語教育機関の告示基準「第1条第1項第45条関係」の内容と併せて自己点検・評価委員会より理事長に報告する。その後、当校のホームページ上に於いて公表することとする。

【 当校の教育目標 】

本校の名称でもある「AKK」（アジア国際教育）の知見・醸成を、日本語教育を通じて習得するだけでなく、日本の文化や社会について造詣を深め、自らの将来を切り開いていく要素を身に着けた「人材」育成をしていくこと。

〔評価値の説明〕

5：達成している / 4：ほぼ達成している / 3：どちらともいえない / 2：取り組みを検討中 / 1：改善が必要

(1) 教育の理念・目標

| | 評価値 |
|------------------------------------|-----|
| 1-1 学校の理念、目的・目標や育成する人材像が明確となっているか。 | 5 |
| 1-2 その内容が社会のニーズに合致したものとなっているか。 | 5 |
| 1-3 理念に基づく教育が行われているか。 | 5 |
| 1-4 学校の特色として挙げられるものはあるか。 | 5 |
| 1-5 学校の将来構想を抱いているか。 | 5 |

(2) 学校運営

| | 評価値 |
|--|-----|
| 2-1 学校の運営体制が日本語教育機関の告示基準を満たしているか。 | 5 |
| 2-2 学校の理念や目的に沿った運営方針や事業計画が策定されているか。 | 4 |
| 2-3 学校運営方針はきちんと教職員に明示され、伝わっているか。 | 4 |
| 2-4 組織運営や人事、財務管理に関する規定や意志決定システム、コンプライアンス体制が整備されているか。 | 4 |
| 2-5 危機管理体制は整備されているか。 | 4 |
| 2-6 業務の効率化が図られているか。 | 4 |
| 2-7 職務分掌と責任が明確にされているか。 | 4 |
| 2-8 施設・設備は教育上の必要性及び学生の安全確保に十分対応できるよう整備されているか。 | 4 |

(3) 教育活動

| | 評価値 |
|---|-----|
| 3-1 教育理念等に沿った教育課程が体系的に編成されているか。 | 4 |
| 3-2 教育理念・目的が教職員間で共有されているか。 | 4 |
| 3-3 成績評価や進級、修了の判定基準は明確となっているか、また、適切に運用されているか。 | 4 |
| 3-4 教員の指導力向上のための取組、教育課程の改善のための取組が行われているか。 | 4 |
| 3-5 教職員の評価を行っているか。 | 5 |
| 3-6 学生による授業評価を定期的実施しているか。 | 5 |

| (4) 学修成果 | 評価値 |
|--------------------------------------|-----|
| 4-1 学生の日本語能力の向上が図られているか、適切に把握しているか。 | 4 |
| 4-2 学生の進路を適切に把握しているか。 | 5 |
| 4-3 進学先、就職先等での状況や、卒業生の社会的評価を把握しているか。 | 4 |

| (5) 学生支援 | 評価値 |
|---|-----|
| 5-1 健康管理や日本での生活指導などへの支援体制が整備されているか。 | 5 |
| 5-2 学生寮等、学生の生活環境への支援は行われているか。 | 5 |
| 5-3 アルバイトに関する指導及び支援を行っているか。 | 4 |
| 5-4 受け入れする学生の言語対応が可能な組織になっているか。 | 5 |
| 5-5 防災や緊急時における体制が整備されているか。 | 4 |
| 5-6 入国・在留関係の管理・指導と支援が適切に行われているか。 | 5 |
| 5-7 不法残留者、資格外活動違反者、犯罪関与者等を発生させないための取り組みを継続的に行っているか。 | 5 |
| 5-8 常に最新の学生情報を把握しているか。 | 4 |

| (6) 進路支援 | 評価値 |
|---|-----|
| 6-1 学生に対する学習相談や進路に対する支援体制が整備されているか。 | 5 |
| 6-2 学生の進路開拓のための取り組みがなされているか。 | 5 |
| 6-3 進路指導担当者が特定され、指導体制が有効に機能しているか。 | 5 |
| 6-4 学生の進路希望を把握し、指導担当者間で情報が共有されているか。 | 5 |
| 6-5 進学、就職等の進路に関する最新の資料が備えられ、学生が閲覧できる状態にあるか。 | 5 |
| 6-6 入学時からの一貫した進路指導を行っているか。 | 5 |
| 6-7 EJU、JLPT、BJT等の受験指導体制は整っているか。 | 5 |

| (7) 教育環境 | 評価値 |
|--|-----|
| 7-1 学校の施設・設備が十分かつ安全に整備されているか。 | 5 |
| 7-2 教材は適切か。 | 4 |
| 7-3 学習効率を図るための環境整備がなされているか。 | 4 |
| 7-4 教育、学生数に応じた図書やメディアが整備され、利用できる環境になっているか。 | 5 |
| 7-5 授業時間外に自習できるスペースが十分確保されているか。 | 5 |

| (8) 入学者の募集 | 評価値 |
|---|-----|
| 8-1 入学者の募集は適切に行われているか、その際に学校情報は正確に伝えられているか。 | 5 |
| 8-2 入学選考は、適切かつ公正な基準に基づき行われているか。 | 5 |
| 8-3 適正な定員設定及び在籍者数になっているか。 | 5 |
| 8-4 海外の代理店等の行う募集活動が、適切に行われていることを把握しているか。 | 4 |
| 8-5 授業料等は適切か。 | 4 |

| (9) 財務 | 評価値 |
|-------------------------------|-----|
| 9-1 中長期的に財務基盤は安定しているか。 | 4 |
| 9-2 予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか。 | 4 |
| 9-3 財務について会計監査は適切に行われているか。 | 4 |
| 9-4 財務情報の公開の体制はできているか。 | 4 |

| (10) 法令遵守 | 評価値 |
|--|-----|
| 10-1 出入国管理及び難民認定法令及び各種関係法令等の遵守と適切な運営を行っているか。 | 5 |
| 10-2 個人情報保護の対策が取られているか。 | 5 |
| 10-3 自己点検の実施と改善及びその公開を適切に行っているか。 | 4 |
| 10-4 関係省庁への定期報告を遅延なく実施しているか。 | 5 |

| (11) 地域貢献・社会貢献 | 評価値 |
|--|-----|
| 11-1 日本語教育機関の資源や施設を活用した社会貢献・地域貢献、学生のボランティア活動への支援、公開講座等の実施などの取組を行っているか。 | 4 |

課程修了者の日本語能力習得状況等

作成年月日：2021年7月27日

日本語教育機関名：AKK文化学院

設置者名：板橋 吉弘

印

| 課程修了者の日本語能力習得状況等 | 基準適合性 |
|---|-------|
| 第44号：大学等への進学者，入管法別表第1の1の表若しくは第1の2の表の上欄の在留資格（外交・公用及び技能実習を除く。）への変更を許可された者及びCEFR・A2相当以上と認められる者の合計が、課程修了の認定を受けた者の7割以上 | ○ |

| | |
|------------------|-------|
| 基準該当者割合 ②÷(①+③) | 79.4% |
| 課程修了者数(※1, ※2) ① | 28 |
| 基準該当者合計数(実人数) ② | 27 |

| | |
|--------------------------------------|---|
| 左記「基準該当者合計数(実人数)」のうち退学者数(44号ただし書き) ③ | 6 |
|--------------------------------------|---|

※1 退学者は含めない。

※2 各年度の課程修了の認定を受けた者が、その修了日までに入管法別表第1の1の表若しくは第1の2の表の上欄の在留資格（外交，公用及び技能実習を除く。）への在留資格変更許可申請をした場合において，当該申請に対する処分が，この号に基づく地方出入国在留管理局への報告までになされないときは，当該者を分母となる課程修了認定者の数に該当する者として加える必要はない。

基準該当者の各内訳

| | 2年コース | 1.5年コース | | |
|---|---|---------|---|--|
| ※該当する要件が二以上ある生徒は，a～cのそれぞれに計上可。ただし，「基準該当者合計数(上記②)」は実人数を算出するため，当該生徒について重複を除き，一人として扱うこと。 | a. 大学等への進学者の数 ※我が国での進学に限り，非正規生は除く。 | 24 | 3 | |
| | b. 入管法別表第一の一の表若しくは二の表の上欄の在留資格（外交，公用及び技能実習を除く。）への変更を許可された者の数 | 3 | 0 | |
| | c. CEFRのA2相当以上のレベルであることが試験その他の評価方法により証明されている者の数 ※法務省HPに掲載された試験又は日本留学試験に限る。 | 0 | 0 | |

※CEFRのA2相当以上のレベルであることが試験その他の評価方法により証明されている者(C)については，CEFRのA2相当以上のレベルであることを証明するための書類（試験の合格証等）の写しを本報告書と併せて提出すること。

基準該当者合計数(②)及び内訳(a～cのそれぞれの合計)の公表の方法

ホームページ <http://akk-nihongo.com/boshu.html>